

名古屋都市計画地区計画の変更計画書（案）

（錦二丁目7番地区計画）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画地区計画の変更（名古屋市決定）

都市計画錦二丁目7番地区計画を次のように変更する。

名 称		錦二丁目7番地区計画
位 置		名古屋市中区錦二丁目の一部
面 積		約1.1ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、地下鉄桜通線丸の内駅及び地下鉄東山線伏見駅の東側にあり、名古屋都心域内に位置している。本地区を含む伏見地区・長者町界隈は、名古屋市都市計画マスタープランにおいて都心部に位置づけられ、新産業機能や都心居住機能を充実し、繊維街としてのまちの個性を活かしたにぎわいづくり、魅力づくりを目指すとしている。 本地区では、魅力ある複合市街地として安全で活気あるまちを目指して、都心にふさわしい土地利用への転換をすすめるとともに、良好な都市環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	区域を区分し、それぞれ次の方針により土地利用を誘導し、地区周辺と調和した良好な都市環境を形成する。 1 東地区（A、B） 土地の集約化により、防災性の向上を図るとともに、地区内に有効な空地を設けることで土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、都心居住及びにぎわいや交流を促進する施設を誘導する。 2 西地区 居住機能と商業機能、業務機能等のバランスのとれた土地利用の誘導と良好な都市環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	1 街区の中央部に地域住民ならびに来街者等が交流できる広場を整備する。 2 周辺街路から広場につながる歩行者用通路を整備する。 3 まちのうらおいを演出する緑地を整備する。
	建築物等の整備の方針	1 地区ごとの土地利用の方針に基づく土地利用を図るため、地区環境にふさわしくない用途の建築物を制限する。 2 土地の健全な高度利用を図るため、容積率の最高限度、容積率の最低限度、敷地面積の最低限度、建築面積の最低限度、高さの最高限度を定める。 3 敷地内に地区施設や空地及び道路と一体となった歩行者空間を確保するため、建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 4 良好な街並み景観を誘導するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 5 緑豊かな環境の形成を図るため、緑化率の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	区域内の敷地面積の10分の1.5以上を緑化目標として、区域内を緑化する。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		・広場 面積 約200m² ・歩行者用通路1号 幅員 4m 延長 約30m ・歩行者用通路2号 幅員 4m 延長 約30m ・歩行者用通路3号 幅員 4m 延長 約20m ・歩行者用通路4号 幅員 4m 延長 約35m ・緑地 面積 約120m² (配置は計画図表示のとおり。)		
	地区の区分	区分の名称	東地区 (A)	東地区 (B)	西地区
		区分の面積	約0.5ha	約0.2ha	約0.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物 2 自動車車庫で当該用途に供する1階部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以上のもの		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物は建築してはならない。
		建築物の容積率の最高限度	10分の86	10分の60	—
		建築物の容積率の最低限度	10分の30 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。	10分の20 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。	—
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の4.6 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えたものをもって最高限度とする。) ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。	10分の6 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えたものをもって最高限度とする。) ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものについてはこの限りでない。	—

建築物の敷地面積 の最低限度	1 0 0 0 m ² ただし、公衆便所、巡査 派出所その他これらに類 する建築物で、公益上必要 なものについてはこの限 りでない。	5 0 0 m ² ただし、公衆便所、巡査 派出所その他これらに類 する建築物で、公益上必要 なものについてはこの限 りでない。	—
建築物の建築面積 の最低限度	2 0 0 m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類す る建築物で、公益上必要なものについてはこの限りで ない。		—
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界 線までの距離は2 m以上とする。		—
壁面後退区域にお ける工作物の設置 の制限	工作物は設置しない。ただし、次の各号のいずれか に該当するものについてはこの限りではない。 1 道路面からの高さが2. 5メートルを超える部分 に設置するもの 2 歩行者の通行に配慮して設置する緑化施設		—
建築物の高さの最 高限度	1 5 0 m	3 0 m	—
建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、良好な景観を形成し、周辺の土地利用や 環境に調和するものとする。ただし、地域の活性化やにぎわいの創出に資するもの で建築物の壁面等を利用する場合においては、この限りでない。		
建築物の緑化率の 最低限度	1 0 分の 2	1 0 分の 1	—

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法の改正に伴い、建蔽率の最高限度に係る緩和規定を変更するものである。

総括図

25-2
第25号議案



